

開府 900 年事業姉妹・友好都市モニュメント製作業務委託 仕様書

1 委託名

開府 900 年事業姉妹・友好都市モニュメント製作業務委託

2 趣旨

本仕様書は、千葉市（以下「市」という。）が実施する開府 900 年事業姉妹・友好都市モニュメント製作業務委託（以下「本業務」という。）に関して必要な事項を定める。

3 目的

本業務は、千葉開府 900 年を記念し、本市とこれまで歩んできた姉妹・友好都市との深い絆を象徴するモニュメントを設置することを目的とする。あわせて、市民及び来庁者が本市の姉妹・友好都市について知り、関心及び理解を深める機会を創出するとともに、表敬訪問に訪れる姉妹・友好都市の関係者にとって記念となる場を提供するものである。

4 履行場所（モニュメントの設置場所）

千葉市中央区千葉港 1-1 千葉市役所本庁舎敷地内の屋外
具体的な場所は別紙のとおり

5 契約期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

6 業務内容

本市とこれまで歩んできた姉妹・友好都市との絆を象徴する立体的なモニュメント（以下「モニュメント」という。）の企画、デザイン、設計、施工等を行う。

(1) モニュメントの寸法

モニュメントは立体像とし、モニュメント全体の寸法は、幅 1,000～1,200 mm、高さ 3,000 mm、奥行 1,000～1,200 mm 程度とする。大きさ・高さ・奥行にはモニュメントの土台を含む。ただし、提案内容により市と協議の上、変更可能とする。

(2) デザインの基本方針

- ・「Sister City」「Friendship」「姉妹・友好都市」等、姉妹・友好都市に関する文字を用い、視覚的に魅力あるデザイン表現とするとともに、モニュメントの主要な位置に配置すること。
- ・本市と姉妹・友好都市との位置関係が分かるデザインとすること。
- ・姉妹・友好都市各都市の特色や、本市を象徴する要素（花木等）をイメージしたデザインとすること。
- ・国内外からの来庁者が撮影スポットとして利用できるよう、幅広い来庁者に長く親しまれるとともに、来庁者や付近通行者等からの視認性や構図等に配慮したデザインとすること。
- ・設置場所の周囲の景観等を考慮したデザインとすること。
- ・デザインの制作にあたっては、著作権、意匠権等の知的財産権に十分配慮すること。
- ・景観との調和を考慮したデザインとし、安全性、構造等にも配慮すること。
- ・将来新たに他の都市と姉妹・友好都市提携を行った場合に、当該都市を追加しても違和感のないデザインとすること。

(3) 材質

- ・一定の耐久性を有し、設置環境における温度変化等（高温による変形・変色等）に耐え得る材質とすること。
- ・半永久的な設置を想定したうえで、腐食や金属疲労等に対する耐久性が高く、経年劣化が生じにくく、倒壊や損壊のおそれが生じにくい材質とすること。
- ・軽微な清掃作業及び保守作業により、継続的な維持管理が可能な材質とすること。
- ・耐久性を保持するため、必要なコーティング等を施すこと。

(4) 安全性

- ・外部からの負荷（風水害、降雪、地震、紫外線、温度変化、人為的負荷等）に対して十分な構造強度を有し、変形や破断が生じない設計・構造とすること。
- ・半永久的な設置を想定し、かつ地震等の想定される災害時においても安全性が確保されるよう配慮すること。
- ・モニュメントに近づいた人が負傷しないよう、転倒防止策を講じるとともに、突起物や鋭利な部位等を設けることは避けること。
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）、公園緑地工事施工管理基準（国土交通省都市局公園緑地・景観課）等の法令、基準等を遵守し、及びこれらの規定のうち本件モニュメントに類似するものに係る規程を参考とすること。

(5) 設置方法

- ・モニュメントの設置方法、設置場所及び設置日時については、市との協議により決定すること。
- ・モニュメントの設置場所は、図面調査により埋蔵物が無い場所として選定した場所であるが、モニュメントの設置にあたり実際に掘削した場合に埋蔵物がないことを確約するものではなく、埋蔵物を発見した場合、設置位置を調整することがある。
- ・設置に係る作業・工事にあたっては、事前に、工程、施工方法、安全対策等について発注者と協議すること。
- ・設置に係る作業・工事にあたっては、周囲の安全に十分配慮するとともに、施設管理者その他関係者の指示に従い、安全対策を講じること。
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）、公園緑地工事施工管理基準（国土交通省都市局公園緑地・景観課）等の法令、基準等を遵守し、及びこれらの規定のうち本件モニュメントに類似するものに係る規程を参考とすること。
- ・設置にあたっては、上部構造物の重量及び外部からの負荷（風雨、降雪、温度変化、人為的負荷等）を考慮した適切な基礎の埋込深さを確保すること。
- ・適切な規格・本数のアンカーボルト等により、適切な強さで強固に基礎へ緊結することで、転倒や引き抜けが生じないよう設置すること。

(6) 設置後の維持管理

- ・モニュメントのデザイン、安全性等を確保するため、維持管理を要する。この維持管理を発注者及び受注者（受注者が実施困難な場合等にあつては受注者以外の者）が行えるものとする。
- ・設置後に行うべき維持管理について、時期、回数、内容及び費用の目安（受注者が維持管理を受注する場合の費用）並びにこれらを受注者以外の者が受注することの可否及び受注者以外の者が受注する場合の費用の目安等を提示すること。

(7) 案内板

- ・モニュメントに係る案内板を1点、モニュメント付近に設置する。案内板はモニュメントから独立したものとする。
- ・案内板にはモニュメントの趣旨や千葉市の姉妹・友好都市の概要等を記載する。文面は発注者及び受注者が協議し決定する。
- ・案内板のうち、文字を記載するスペースの大きさはA2～A3版程度とする。
- ・案内板の高さは1,000mm以下とする。

7 委託料の支払等

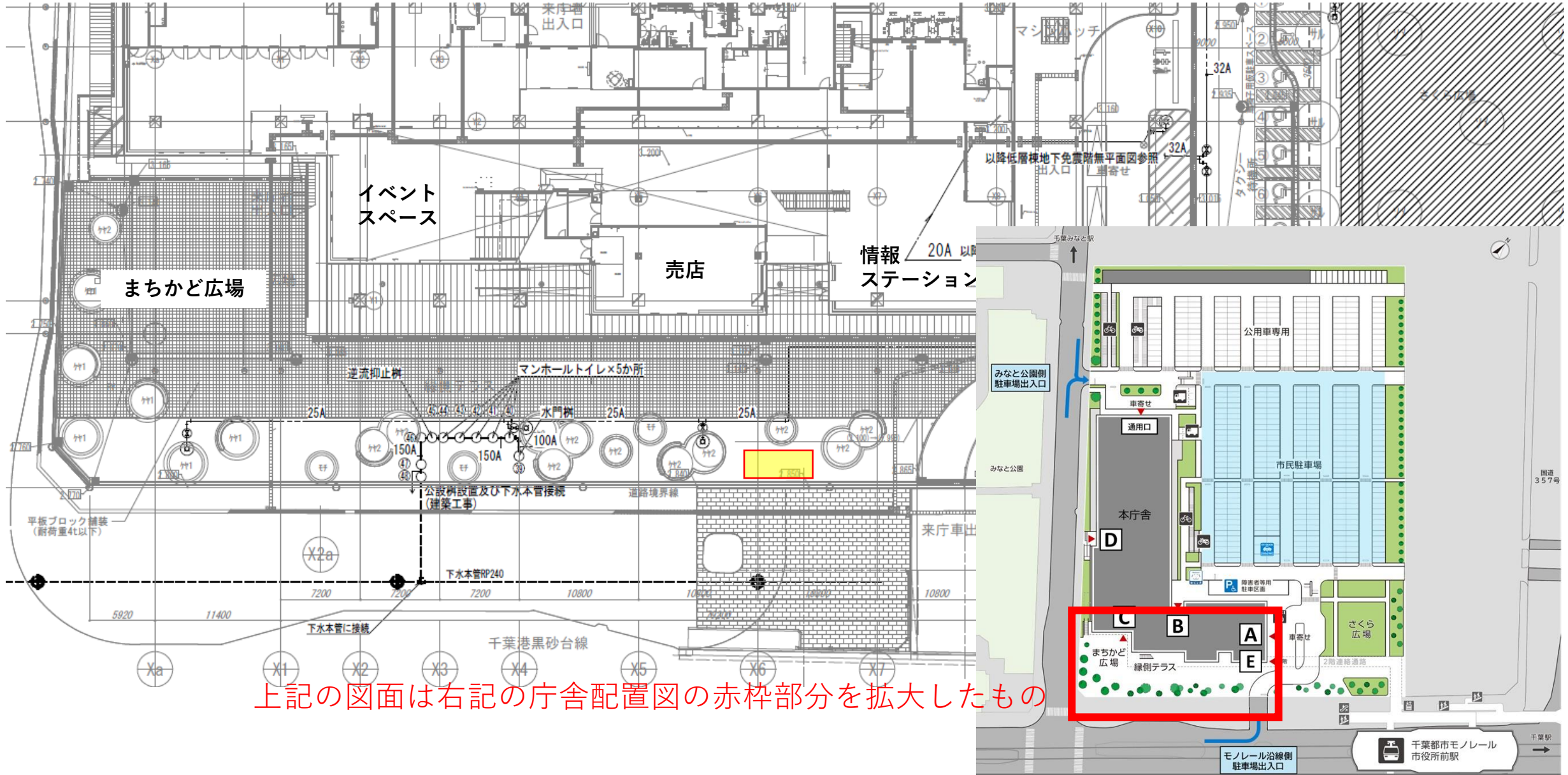
- (1) 受注者は、本業務の履行を完了した後速やかに、発注者に対し、報告書を提出して報告すること。
- (2) 発注者は、受注者から前記(1)の報告書の提出を受けた場合、速やかに業務に係る検査を行い、当該検査により業務の完了を確認する。
- (3) 受注者は、発注者による前記(2)の確認の後、発注者に請求書を提出することにより、発注者に対し、委託料の支払いを請求することができる。
- (4) 発注者は、受注者から前記(3)の請求を受けた日から30日以内に委託料を支払う。
- (5) 上記の規定に関わらず、発注者が業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、受注者は発注者に請求することにより、履行の完了前に、概算払により委託料の支払いを受けることができる。

8 その他

- (1) 成果品等の一切の著作権は、発注者に属する。
- (2) 受注者は、施工スケジュール等について、発注者と打合せを行い、工程管理を実施すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項や、疑義が生じた事項は、発注者と受注者が協議の上決定すること。
- (4) 受注者は、すべての業務を他の事業者にも再委託してはならない。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、事前に千葉市から承認を得ること。
- (5) 受注者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定める受注者の義務と同様の義務を負わせるとともに、千葉市に対して、再委託先のすべての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。
- (6) 受注者は、受注に当たって業務上知り得た市の固有の機密情報を、業務委託期間中はもとより業務が完了した後においても、第三者に漏えいしてはならない。
- (7) 受注者は、当初の予定を変更する必要がある場合は、発注者と協議の上、必要な手続きをとること。
- (8) 受注者は、業務を実施するにあたり、発注者と十分な調整を行うこと。また、業務の進行中も適宜発注者へ状況を報告するとともに、発注者から問合せを受けた場合は速やかに状況を発注者に報告すること。

9 担当課

千葉市市民局市民自治推進部国際交流課（千葉市中央区千葉港1－1本庁舎高層棟8階）



上記の図面は右記の庁舎配置図の赤枠部分を拡大したもの



